

岡谷市月極駐車場の管理及び使用に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、岡谷市が所有する未利用の公有財産を有効活用するため、月極駐車場（以下「駐車場」という。）として管理又は使用することについて必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 この要領が適用される駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
岡谷駅南第一月極駐車場	岡谷市天竜町一丁目 1131 番
岡谷駅南第二月極駐車場	岡谷市天竜町一丁目 1116 番
岡谷駅南第三月極駐車場	岡谷市天竜町一丁目 1135 番 1
中央町一丁目第一月極駐車場	岡谷市中央町一丁目 5471 番 5
中央町一丁目第二月極駐車場	岡谷市中央町一丁目 5471 番 8

(駐車車両)

第3条 駐車場に駐車することができる車両は、次のとおりとする。

- (1) 長さ4.9m以下、幅1.9m以下、高さ2.0m以下の自動車
- (2) その他市長が特に必要と認めたもの

(申請)

第4条 駐車場の使用を希望する者は、駐車場使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び誓約書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(許可)

第5条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、速やかに適否を決定し、適当と認めた者に駐車場使用許可書（様式第3号）及び使用許可証（様式第4号）を交付するものとする。

(使用許可期間)

第6条 駐車場の使用許可期間は、1年以内とする。

- 2 申請書の提出が年度途中である場合の使用許可期間については、その開始日から当該年度の3月31日までの期間とする。

(駐車場管理料)

第7条 第4条により使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、駐車場管理料（以下「管理料」という。）を納付しなければならない。

2 1区画あたりの管理料は、次のとおりとする。

駐 車 場 名	月 額
岡谷駅南第一月極駐車場	3, 5 0 0 円
岡谷駅南第二月極駐車場	3, 5 0 0 円
岡谷駅南第三月極駐車場	3, 5 0 0 円
中央町一丁目第一月極駐車場	5, 0 0 0 円
中央町一丁目第二月極駐車場	5, 0 0 0 円

3 市長は、管理料について、経済情勢の変動により適正を欠くと認められるときは、使用許可期間中であってもこれを改定することができる。

4 市長は、前項の規定により管理料を改定するときは、当該使用者に対して2月前までに通知しなければならない。

(納付方法)

第8条 使用者は、毎月月末までに翌月分の管理料を口座振替により納付しなければならない。なお、使用許可後の初回の口座振替時には、翌月分までの管理料を納付するものとする。ただし、特別な事由がある場合はこの限りでない。

(使用中止)

第9条 使用者は、駐車場の使用を中止しようとするときは、駐車場使用中止届(様式第5号)を、使用を中止する1月前までに市長に提出しなければならない。

(維持管理等)

第10条 使用者は、使用許可を受けた区画へ駐車するとともに、善良なる管理者の注意をもって、維持管理に努めなければならない。

2 使用者は、駐車場の形状に変更を加えてはならない。

3 市長は、駐車場の補修をするときその他必要があると認められるときは、駐車場の全部又は一部の使用を制限し、又は駐車位置の変更を行うことができる。

4 市長は、前項に規定する使用の制限等を行うときは、当該使用者に対して1月前までに通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(転貸等の禁止)

第11条 使用者は、駐車場を他人に転貸し、又は担保の目的に供し、若しくは使用する権利を譲渡等してはならない。

(使用許可の取り消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が管理料を納付しないとき。
 - (2) 使用者がこの要領の規定に違反したとき。
 - (3) 使用者が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
 - (4) 駐車を公用又は公共の用に供するとき。
 - (5) 駐車を売却するとき。
- 2 使用者は、市長から前項第1号から第3号までの規定により許可の取り消しを受けたときは、直ちに駐車を明け渡さなければならない。
 - 3 市長は、第1項第1号から第3号までの規定による許可の取り消し後、使用者が駐車場から当該使用者の車両又は残留物を撤去しない場合は、適正な措置を行う。
 - 4 市長は、第1項第4号及び第5号の規定により許可の取り消しをするときは、当該使用者に対して3月前までに通知しなければならない。

(損害賠償)

第13条 市長は、使用者が天変地異による損害、第三者の事故等による損害、若しくは前条第1項の使用許可の取り消しによる損害等、駐車の使用に際して生じた損害に対し、その責を負わない。

- 2 使用者は、駐車の使用に起因して、市長又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負う。

(保管場所使用承諾証明書)

第14条 市長は、使用者が車庫証明を必要とするときは、保管場所使用承諾書を交付することができる。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、駐車の管理及び使用に関して必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年10月1日から施行する。